

(証券コード：6736)  
平成27年6月4日

株 主 各 位

愛知県江南市古知野町朝日250番地

**サン電子株式会社**

代表取締役社長 山 口 正 則

## 第44回定時株主総会招集のご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第44回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年6月22日（月曜日）午後6時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成27年6月23日（火曜日）午前10時
2. 場 所 愛知県江南市古知野町朝日250番地  
当社 本社3階会議室  
(末尾の定時株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 株主総会の目的である事項  
報 告 事 項 1. 第44期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）  
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結  
計算書類監査結果報告の件  
2. 第44期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）  
計算書類報告の件  
決 議 事 項  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役7名選任の件  
第3号議案 監査役3名選任の件

以 上

◎お願い 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎「事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類」の記載事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.sun-denshi.co.jp>) に掲載いたしますのでご了承ください。

## (添付書類)

# 事業報告

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、円安の定着により輸出企業の業績に回復傾向が見られるものの、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動による消費の低迷が続くなど、先行きは不透明な状態が続いております。海外におきましては、米国では、雇用改善に伴い内需が堅調に推移し、緩やかな景気回復基調が継続しております。欧州におきましては、ギリシャ問題の再燃のほか、一部の資源国の景気後退等、全体として伸び悩みが続いております。その他新興国等につきましては、全体的に成長ペースの鈍化が見受けられます。

このような状況の中、当社グループにおきましては、社員主導型経営のもと、世界への更なる飛躍へ向け、グローバルな視点での事業展開を図るべく、新製品・新サービスの企画・研究・開発に努めました。売上高につきましては、ホールシステム事業が低調に推移し前年度を下回ったものの、モバイルデータソリューション事業が好調に推移し、前年度を大きく上回り、全体として前年度を上回りました。利益につきましては、売上高の増加及び利益率の高いモバイルデータソリューション事業の売上割合の上昇に伴い、売上総利益率が改善し、売上総利益は前年度を上回りましたが、貸倒引当金繰入額の計上等の影響から営業利益はほぼ前年度並となりました。経常利益につきましては、Cellebrite社(イスラエル国)における為替差損等の影響から、前年度を下回りました。当期純利益につきましては、前年度計上した持分変動損失について、会計方針の変更に伴い計上がなかったこと等が影響し、前年度を上回りました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高は273億47百万円(前年同期比12.5%増)、営業利益は22億84百万円(同4.1%増)、経常利益は20億52百万円(同13.3%減)、当期純利益は14億97百万円(同5.9%増)となりました。

事業別の状況は、次のとおりであります。

### 遊技台部品事業

主要な製品は、パチンコ台メーカーに販売する制御基板及び樹脂成形品であります。

新機種に係る制御基板の販売が順調に推移しました。この結果、売上高は92億64百万円（前年同期比1.3%減）、営業利益は12億93百万円(同4.8%増)となりました。

### ホールシステム事業

主要な製品は、パチンコホール経営を支援する遊技台管理・会員管理・景品管理などのトータルコンピュータシステムであります。

パチンコホールの収益環境が、レジャーの多様化、消費税率の引き上げ及び個人消費の低迷等によるプレイヤーの減少の影響に伴い、急速に悪化しており、この影響から受注案件の獲得は低調に推移し、売上高は前年度を下回りました。利益につきましては、一部の債権について貸倒引当金繰入額を計上したことにより、多額の損失を計上することとなりました。この結果、売上高は31億27百万円（前年同期比20.3%減）、営業損失は7億58百万円(前年同期は28百万円の損失)となりました。

### モバイルデータソリューション事業

主要な製品・サービスは、携帯機器販売店向け(モバイルライフサイクル)及び犯罪捜査機関等向け(フォレンジック)に販売するモバイルデータトランスファー機器及びサービスであります。

売上高につきましては、主要市場である米国においてモバイルライフサイクル及びフォレンジック共に好調に推移しました。また、為替水準が前年度と比べ円安となった好影響も重なり、前年度を大きく上回りました。利益につきましては、Cellebrite社の事業規模拡大に伴い販管費が増加したものの、売上高の増加及び為替の好影響も重なり、前年度を上回りました。この結果、売上高は136億26百万円（前年同期比43.7%増）、営業利益は28億15百万円(同48.0%増)となりました。

なお、モバイルデータソリューション事業における新たなサービス展開を目的として、平成27年1月にCellomat Israel Ltd.(イスラエル国)の第三者割当を225万米ドルで引き受け、同社株式の20.3%を取得しております。また、欧州における更なる販売強化のため、平成27年1月に、フランス国に、Cellebrite France SAS.を、北米における更なる販売強化のため、平成27年3

月に、カナダ国に、Cellebrite Canada Data Solutions Ltd.を、それぞれ設立しております。(これらはCellebrite社が12月決算のため、平成27年3月期の連結の範囲には含めておりません。)

## その他

主要な製品・サービスは、デジタル通信機器の販売及びコンテンツ配信サービスであります。

デジタル通信機器の販売におきましては、インフラ施設管理向け、セキュリティ向け等、当社製品の導入事例が、着実に増加しましたが、当連結会計年度における業績への貢献は限定的となり、売上高は前年度を下回り、利益を確保するには至りませんでした。その一方でコンテンツ配信サービスにつきましては、前年度に配信開始したコンテンツ配信サービスが順調に推移し、売上高は前年度を上回り、利益を確保しました。当セグメント全体としては、その他の事業の開発投資等も影響した結果、セグメント全体としては、利益を確保するには至りませんでした。

この結果、売上高は13億29百万円(前年同期比12.5%減)、営業損失は1億22百万円(前年同期は40百万円の損失)となりました。

事業別売上高は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	期 別		第44期 (当連結会計年度)		増 減 率
	第43期 (前連結会計年度)	第44期 (当連結会計年度)	金 額	構 成 比	
遊 技 台 部 品 事 業	9,390	38.6%	9,264	33.9%	△1.3%
ホ ー ル シ ス テ ム 事 業	3,923	16.1%	3,127	11.4%	△20.3%
モ バ イ ル デ ー タ ソ リ ュ ー シ ョ ン 事 業	9,480	39.0%	13,626	49.8%	43.7%
そ の 他	1,518	6.3%	1,329	4.9%	△12.5%
合 計	24,313	100.0%	27,347	100.0%	12.5%

- ② 設備投資等の状況  
特記事項はありません。
- ③ 資金調達の状況  
特記事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第 41 期 平成23年度	第 42 期 平成24年度	第 43 期 平成25年度	第 44 期 平成26年度 (当連結会計年度)
売 上 高	16,131	18,667	24,313	27,347
経 常 利 益	568	1,730	2,368	2,052
当 期 純 利 益	86	1,359	1,413	1,497
1 株当たり当期純利益	8円31銭	131円00銭	65円00銭	67円77銭
総 資 産	18,057	20,213	24,210	27,294
純 資 産	9,881	11,937	14,276	16,576

- (注) 1 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式控除後）により算出しております。
- 2 当社は、平成26年1月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第43期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
イードリーム株式会社	50百万円	100.0%	樹脂成型加工品、金型の製造・販売及び電子機器の組付加工
Cellebrite Mobile Synchronization Ltd.	1,328NIS	93.0%	モバイルデータトランスファー機器の開発・製造・販売 モバイルデータソリューションサービスの開発・販売
Cellebrite USA Inc.	35千米ドル	0.0%	モバイルデータトランスファー機器及びモバイルデータソリューションサービスの販売
Cellebrite GmbH	25千ユーロ	0.0%	モバイルデータトランスファー機器及びモバイルデータソリューションサービスの販売
Cellebrite Soluções Technologicas Ltda.	952千リアル	0.0%	モバイルデータトランスファー機器及びモバイルデータソリューションサービスの販売
Cellebrite Asia Pacific Pte Ltd.	161千米ドル	0.0%	モバイルデータトランスファー機器及びモバイルデータソリューションサービスの販売
Cellebrite UK Limited	1英ポンド	0.0%	モバイルデータトランスファー機器及びモバイルデータソリューションサービスの販売
SUNCORP USA Inc.	1,000千米ドル	100.0%	インターネットソリューションサービスの企画・開発・販売

(注) Cellebrite USA Inc.、Cellebrite GmbH、Cellebrite Soluções Technologicas Ltda.、Cellebrite Asia Pacific Pte Ltd. 及び Cellebrite UK Limited は、Cellebrite Mobile Synchronization Ltd.の100%子会社であります。

#### (4) 対処すべき課題

今後の経済情勢としましては、日本及び米国等の先進国は、景気回復の持続が期待されるものの、中国等の新興国については、景気減速が懸念されます。

このような状況のなか、当社グループは、引き続き生産効率・品質及びコスト競争力の向上に努める一方で、新規事業・新製品・新サービスに対する研究開発を積極的に推進し、売上高及び収益の拡大を図ってまいります。

当社グループでは、「情報通信とエンターテインメントへの集中」、「企業価値の向上を図る」、「ベンチャー精神で自ら行動する」を経営方針に掲げ、中長期的な経営戦略として、以下の3点を推進しております。

- ① アミューズメント（パチンコ）関連分野でのシェアアップ
- ② IT（コンテンツ、通信）関連分野での新たな顧客価値の創造
- ③ グローバル市場におけるビジネス構築及び拡大

具体的には、お客様の信頼を得つつ、売れる商品・サービスとは何かに徹底的にこだわり、企画、開発、販売戦略をもって、新たな価値を提供し、収益に貢献するビジネス展開を図ります。また、外部からの視点、外部ノウハウを積極的に活用し、変化はチャンスと考え、失敗を恐れず、更なる成長を目指してワールドワイドで取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、より一層のご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

#### (5) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

遊 技 台 部 品 事 業	パチンコ制御基板及びパチンコ向け樹脂成形品等の開発・製造・販売
ホ ー ル シ ス テ ム 事 業	遊技台管理・会員管理・景品管理等トータルコンピュータシステムの開発・製造・販売
モ バ イ ル デ ー タ ソ リ ュ ー シ ョ ン 事 業	モバイルデータトランスファー機器の開発・製造・販売 モバイルデータソリューションサービスの開発・販売
そ の 他	デジタル通信機器の開発・製造・販売 コンテンツ配信サービスの企画・開発・販売 インターネットソリューションサービスの企画・開発・販売

(6) 企業集団の主要拠点等（平成27年3月31日現在）

① 当社

本 社	愛知県江南市古知野町朝日250番地
事 業 所	東京事業所（東京都千代田区）、三田開発センター（東京都港区）
営 業 所	仙台営業所（仙台市泉区）、東京営業所（東京都台東区）、 大阪営業所（大阪市浪速区）、広島営業所（広島市南区）、 福岡営業所（福岡市博多区）

② 子会社

名 称	所 在 地
イ ー ド リ ー ム 株 式 会 社	愛知県北名古屋
Cellebrite Mobile Synchronization Ltd.	イスラエル国ベタフティクバ
Cellebrite USA Inc.	米国ニュージャージー州
Cellebrite GmbH	ドイツ国バイエルン州
Cellebrite Soluções Tecnol'ogicas Ltda.	ブラジル国サンパウロ州
Cellebrite Asia Pacific Pte Ltd.	シンガポール国
Cellebrite UK Limited	英国ロンドン市
SUNCORP USA Inc.	米国カリフォルニア州



(7) 企業集団の従業員の状況（平成27年3月31日現在）

従業員数	前連結会計年度末比増減
789名	88名

(注) 従業員数には、臨時従業員（パート、アルバイト、嘱託及び派遣社員197名）は含まれておりません。

(8) 主要な借入先及び借入額（平成27年3月31日現在）

(単位：百万円)

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	312
株式会社大垣共立銀行	220
株式会社愛知銀行	160
株式会社みずほ銀行	120

## 2. 株式に関する事項（平成27年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 48,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 22,353,000株  
 (3) 株主数 2,332名  
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
東海エンジニアリング株式会社	4,267,600	19.09
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,661,500	11.91
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	1,326,700	5.94
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	951,900	4.26
株 式 会 社 藤 商 事	940,000	4.21
UBS SECURITIES LLC-HFS CUSTOMER SEGREGATED ACCOUNT	791,600	3.54
内 海 倫 江	680,000	3.04
渡 辺 恭 江	680,000	3.04
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM /LUXEMBOURG FUNDS	605,000	2.71
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140030	586,000	2.62

(注) 持株比率は、自己株式（946株）を控除して計算しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項（平成27年3月31日現在）

#### (1) 当社役員が保有している新株予約権等の状況

① 平成21年6月24日開催の定時株主総会決議に基づき平成21年7月10日に発行された新株予約権（第3回）

- |                            |                          |
|----------------------------|--------------------------|
| 1) 新株予約権の数                 | 1,575個                   |
| 2) 新株予約権の目的となる株式の数         | 315,000株                 |
| 3) 新株予約権の発行価額              | 無償                       |
| 4) 新株予約権の行使価額              | 1株当たり 214円               |
| 5) 権利行使に際して株式を発行する場合の資本組入額 | 1株当たり 107円               |
| 6) 新株予約権の行使期間              | 平成23年7月11日から平成33年7月10日まで |
| 7) 新株予約権の行使の条件             |                          |

1. 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。
2. 新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとする。
3. 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
4. その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結した契約書に定めるところによる。

#### 8) 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	900個	180,000株	4名

② 平成24年6月26日開催の定時株主総会決議に基づき平成24年7月13日に発行された新株予約権（第4回）

- 1) 新株予約権の数 1,379個
- 2) 新株予約権の目的となる株式の数 275,800株
- 3) 新株予約権の発行価額 無償
- 4) 新株予約権の行使価額 1株当たり 220円
- 5) 権利行使に際して株式を発行する場合の資本組入額 1株当たり 110円
- 6) 新株予約権の行使期間 平成26年7月14日から平成34年6月25日まで
- 7) 新株予約権の行使の条件

1. 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役、従業員及び当社子会社の取締役、従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。
2. 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとする。
3. 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
4. その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する契約書に定めるところによる。
5. 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。

8) 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	740個	148,000株	4名
監査役	90個	18,000株	2名

③ 平成26年6月25日開催の定時株主総会決議に基づき平成27年2月5日に発行された株式報酬型新株予約権（第1回）

- 1) 新株予約権の数 900個
- 2) 新株予約権の目的となる株式の数 9,000株
- 3) 新株予約権の発行価額 無償
- 4) 新株予約権の行使価額 1株当たり 1円
- 5) 権利行使に際して株式を発行する場合の資本組入額 1株当たり 1円
- 6) 新株予約権の行使期間 平成29年6月25日から平成36年6月24日まで
- 7) 新株予約権の行使の条件

- 1. 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。
- 2. 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
- 3. その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結した契約書に定めるところによる。

8) 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	900個	9,000株	6名

(2) 当事業年度中に当社使用人等に対し交付した新株予約権の状況

① 平成26年6月25日開催の定時株主総会決議に基づき平成26年8月29日に発行された新株予約権（第5回）

- 1) 新株予約権の数 2,935個
- 2) 新株予約権の目的となる株式の数 293,500株
- 3) 新株予約権の発行価額 無償
- 4) 新株予約権の行使価額 1株当たり 1,347円
- 5) 権利行使に際して株式を発行する場合の資本組入額 1株当たり 674円
- 6) 新株予約権の行使期間 平成28年8月30日から平成36年6月24日まで
- 7) 新株予約権の行使の条件

- 1. 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。
- 2. 新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとする。
- 3. 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
- 4. その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結した契約書に定めるところによる。

8) 当社使用人等への交付状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
当社従業員	2,715個	271,500株	99名
子会社の取締役及び従業員	220個	22,000株	4名

② 平成27年1月19日開催の取締役会決議に基づき平成27年2月5日に発行された新株予約権（第6回）

- 1) 新株予約権の数 450個
- 2) 新株予約権の目的となる株式の数 45,000株
- 3) 新株予約権の発行価額 無償
- 4) 新株予約権の行使価額 1株当たり 1,950円
- 5) 権利行使に際して株式を発行する場合の資本組入額 1株当たり 975円
- 6) 新株予約権の行使期間 平成29年6月25日から平成36年6月24日まで
- 7) 新株予約権の行使の条件

- 1. 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。
- 2. 新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとする。
- 3. 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
- 4. その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結した契約書に定めるところによる。

8) 当社使用人等への交付状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
子会社の従業員	450個	45,000株	6名

③ 平成27年1月19日開催の取締役会決議に基づき平成27年2月5日に発行された新株予約権（第7回）

- 1) 新株予約権の数 200個
- 2) 新株予約権の目的となる株式の数 20,000株
- 3) 新株予約権の発行価額 無償
- 4) 新株予約権の行使価額 1株当たり 1,740円
- 5) 権利行使に際して株式を発行する場合の資本組入額 1株当たり 870円
- 6) 新株予約権の行使期間 平成29年6月25日から平成36年6月24日まで
- 7) 新株予約権の行使の条件

1. 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。
2. 新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとする。
3. 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
4. その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結した契約書に定めるところによる。

8) 当社使用人等への交付状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
子会社の従業員	200個	20,000株	2名

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。



#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等（平成27年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	山 口 正 則	サン電子グループCEO	Cellebrite Mobile Synchronization Ltd. Chairman Cellebrite USA Inc. Chairman Cellebrite GmbH Chairman Cellebrite Soluções Technologicas Ltda. Chairman Cellebrite Asia Pacific Pte Ltd. Chairman Cellebrite UK Limited Chairman SUNCORP USA Inc. Chairman Bacsoft Ltd. Director
取 締 役	若 井 富 幸	サンタック事業部兼品質保証部担当	イーDream(株)取締役会長
取 締 役	亀ヶ井 克 寿	アミューズメント事業部兼サンソフトプロジェクト担当	イーDream(株)取締役
取 締 役	東 谷 浩 明	コーポレート本部長兼クラウドソリューションプロジェクト担当	SUNCORP USA Inc. Director
取 締 役	佐 野 正 人	組織改革担当	Cellebrite Mobile Synchronization Ltd. Director 佐野公認会計士事務所所長 (株)宇佐美組監査役 太陽有限責任監査法人代表社員
取 締 役	山 本 泰	経理部長	Cellebrite Mobile Synchronization Ltd. Director SUNCORP USA Inc. Director
常 勤 監 査 役	後 藤 和 暁		
監 査 役	桂 川 明		桂川明税理士事務所所長 (株)愛知銀行社外監査役 明治電機工業(株)社外監査役
監 査 役	岡 島 章		中綜合法律事務所所長 日活電線製造(株)監査役

- (注) 1 監査役桂川明及び岡島章の両氏は、社外監査役であります。  
 2 監査役桂川明氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 3 監査役岡島章氏は、弁護士資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 4 当社は執行役員制を採用しており、平成27年3月31日現在の取締役以外の執行役員は、次のとおりであります。

執行役員	山 岸 栄	アミューズメント事業部長
執行役員	酒 井 昌 弥	サンタック事業部長
執行役員	武 藤 靖 司	プロダクト統括部長
執行役員	纈 纈 正 典	モバイルソリューション事業部長

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役	6 名	116,849千円
監 査 役 (うち社外監査役)	3 名 (2名)	19,572千円 ( 4,088千円)
合 計	9 名	136,421千円

- (注) 1 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与分は含まれておりません。  
 2 上記報酬等の額には、以下のものが含まれております。  
 ・ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額2,121千円 (取締役6名に対し2,049千円、監査役2名に対し72千円 (うち社外監査役1名に対し8千円))。  
 3 取締役の報酬限度額は、年額200,000千円であります (平成18年6月27日定時株主総会決議)。  
 4 監査役の報酬限度額は、年額25,000千円であります (平成18年6月27日定時株主総会決議)。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 他の法人等との兼職状況

区 分	氏 名	兼 職 の 状 況
監 査 役	桂 川 明	桂川明税理士事務所所長 ㈱愛知銀行社外監査役 明治電機工業㈱社外監査役
監 査 役	岡 島 章	中綜合法律事務所所長 日活電線製造㈱監査役

(注) 当社と上記法人等との間に、特別の関係はありません。

#### ② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
監 査 役	桂 川 明	当事業年度開催の取締役会は24回のうち23回、 監査役会は13回のうち12回出席し、税理士と しての専門的見地から意見を述べております。
監 査 役	岡 島 章	当事業年度開催の取締役会は24回のうち24回、 監査役会は13回のうち13回出席し、弁護士と しての専門的見地から意見を述べております。

#### ③ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、社外取締役の選任には至っておりませんでした。平成27年6月23日開催予定の第44回定時株主総会におきまして、社外取締役を選任する予定であります。

## 5. 会計監査人に関する事項

(1) 名 称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等

	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額	24,500千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,200千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、移転価格税制に関する合意された手続業務であります。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当該会計監査人が、会社法、公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、必要あるときは監査役会規則に則り「会計監査人の解任または不再任」を株主総会の付議議案とすることを取締役会へ請求し、取締役会はそれを審議いたします。

(5) 子会社の監査に関する事項

当社の海外連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

- ① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・役員及び従業員は、社員就業規則に基づき、社会的な要請に応える適法かつ公正な事業活動に努める。
  - ・事業活動における法令・社内規程等の遵守を確保するために、コンプライアンス規程を策定しコンプライアンス担当役員を置く。
  - ・当社の事業に適用される法令等を識別し、法的要求事項を遵守する基盤を整備するとともに、随時、教育や啓発を行う。
  - ・社長直轄の内部監査担当部門は、コンプライアンスの遵守状況を監査し、取締役会に報告する。
  - ・法令・定款・社内規程等の違反行為を未然に防止するために内部通報制度を導入し、違反行為が発生した場合には、迅速に情報を把握し、その対処に努める。
  - ・反社会的勢力及び団体を断固として排除・遮断することとし、総務担当部門が警察等の外部専門機関と緊密に連携を持ちながら対応していく。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ・「取締役会」、「経営会議」、その他の重要な会議における意思決定に係る情報、代表取締役社長、執行役員その他の重要な決裁に係る情報ならびに財務、その他の管理業務、リスク及びコンプライアンスに関する情報について、法令・定款及び社内規程等に基づき、保存・管理する。
- ③ 損失の危険の職務管理に関する規程その他の体制
  - ・リスク管理規程に基づき、リスクの発生防止と発生したリスクに対しての適切な対応を行う事により、会社損失の最小化をはかる。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・迅速で効率性の高い企業経営を実現するために執行役員制度を導入し、意思決定・監督機能を担う取締役と業務執行機能を担う執行役員の役割を分離する。
  - ・取締役会規程を定め、原則月1回開催される取締役会において、経営に関する重要事項について、関係法規、経営判断の原則及び善良なる管理者の注意義務等に基づき決定を行うとともに、定期的に職務の執行状況等について報告する。
  - ・業務執行に当たっては業務分掌規程、職務権限規程において責任と権限を定める。
  - ・重要な業務遂行については、多面的な検討を行うために取締役と執行役員をメンバーとする経営会議において審議する。

- ⑤ 次に掲げる体制その他の当社及び子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）における業務の適正を確保するための体制
- イ. 子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、法第589条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（ハ及びニにおいて「取締役等」という。）の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- ・ 当社は子会社に、当社が定める関係会社管理規程に基づき、子会社の経営内容を的確に把握するため、月次の予実管理表、四半期毎の決算資料及び必要に応じて関係資料等の提出を求める。
  - ・ 当社は子会社に、当社の取締役が参加する取締役会を原則四半期毎に開催し、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について当社に報告することを求める。
- ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・ 当社は子会社に、当社のリスク管理規程に基づき、リスクの発生防止と発生したリスクに対しての適切な対応を行う事により、会社損失の最小化をはかるよう求める。
  - ・ 当社は子会社に、法令等の違反行為等、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の子会社を管理する担当部門へ報告する体制を構築するよう求める。
- ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、子会社経営の適正かつ効率的な運営に資するため、子会社に基本方針及び業務遂行に必要なルールを策定を求める。
  - ・ 当社は、原則四半期毎に開催される、当社の取締役が参加する取締役会において、経営に関する重要事項について、関係法規、経営判断の原則及び善良なる管理者の注意義務等に基づき決定を行うとともに、定期的に職務の執行状況等について報告することを求める。
- ニ. 子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・ 当社は子会社に、その取締役等及び従業員が子会社の策定した基本方針に基づき、社会的な要請に応える適法かつ公正な事業活動に努める体制の構築を求める。
  - ・ 当社は子会社に、コンプライアンスの遵守状況及び内部統制システムの整備・運用状況を確認するために、当社の監査役及び内部監査担当部門による評価を求める。
  - ・ 当社は子会社に、法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正をはかるために社内通報窓口制度を導入し利用する事を求める。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ・ 監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査補助スタッフを置く。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・ 監査補助スタッフは、監査役の指揮命令に服する。
  - ・ 監査補助スタッフの人事権に係る事項の決定には、監査役会の事前の同意を必要とする。
- ⑧ 監査役職務を補助すべき使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 取締役と従業員は、監査役職務を補助すべき監査補助スタッフの業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。
- ⑨ 次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制
- イ. 当社の取締役及び従業員が当社の監査役に報告するための体制
- ・ 取締役、執行役員及び従業員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実が発生したときには、直ちに監査役及び監査役会に報告する。
  - ・ 監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、重要な会議に出席する。
  - ・ 監査役は、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役、執行役員または従業員にその説明を求めることができる。
- ロ. 当社の子会社の取締役、監査役、執行役、業務を執行する社員、法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（この項目において「取締役等」という。）及び従業員またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
- ・ 子会社の取締役等及び従業員は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
  - ・ 子会社の取締役等及び従業員は、法令等の違反行為等、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の子会社を管理する担当部門へ報告を行い、担当部門は監査役に報告する。
  - ・ 当社の子会社を管理する部門及び内部監査担当部門は、定期的に当社の監査役に対し、子会社における内部統制監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。

- ⑩ 当社の監査役への報告をした者が当該報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・当社は、当社の監査役への報告を行った当社グループの役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止することを内部通報制度運用規程に明記する。
- ⑪ 当社の監査役の職務の執行について生じる費用の前払い等の処理に係る方針に関する事項
- ・当社の監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、経理担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ⑫ その他の当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・代表取締役と監査役との間で定期的な意見交換会を開催する。
  - ・監査役からの求めに応じ、監査役と会計監査人及び内部監査担当部門との間で連絡会を開催するほか、各種会議への監査役の出席を確保するなど、監査役の監査が実効的に行われるための体制を整備する。

#### <反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況>

- ① 反社会的勢力に向けた基本的な考え方
- ・会社が反社会的勢力に利益を供与することはもちろん、反社会的勢力と関わること自体、いかなる形であっても、あってはならない。
  - ・当社社員（当社で働くすべての人）は社会正義を貫徹し、顧客、市場、社会からの信頼を勝ち得るべく、反社会的勢力の不当な介入を許すことなく、排除する姿勢を示さなければならない。
- ② 反社会的勢力排除に向けた整備状況
- ・反社会的勢力に対処するために、コンプライアンス規程及び反社会的勢力対応規程にその旨を記述し、コンプライアンス担当役員のもと、全社一丸となって対処するよう周知・徹底を図る。組織的には、コンプライアンス担当役員、総務担当部門長、法務担当部門長、顧問弁護士が中心となり、警察等外部組織の指導を仰ぎ対応する。



## (2) 会社の支配に関する基本方針

### ① 基本方針の概要

当社取締役会は、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありませんが、当社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えことから、当社株式に対する大量買付行為が行われた際に、当社取締役会が必要な情報や時間を確保した上で、株主の皆様に対し当社経営陣の計画や代替案等を提示すること、あるいは必要に応じ株主の皆様のために買収者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断することを可能とするための枠組みが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付行為を抑止するために必要不可欠であると考えております。

### ② 基本方針の実現のための取組みの概要

当社は、上記の基本方針の実現のための取組みとして、次の施策を実施しています。

#### 1) 企業理念及び企業価値の源泉

当社は、「夢、挑戦、創造」を企業スローガンに、創業当時のベンチャースピリットを大切に、若さと活力を絶やさず発展し続けるために、常にベンチャー企業であり続けることを基本理念とし、商品力・性能・信頼性・品質に優れた高付加価値な商品やサービスを開発・提供し続けることを目標に経営に取り組んでおります。

具体的な経営理念としては、以下を掲げております。

1. フレキシビリティとオリジナリティを武器に、ハードとソフトを融合させた価値ある商品開発を目指す。
2. 顧客第一主義を徹底し、夢の実現に向かって社会に求められる価値ある企業に成長する。
3. 生き甲斐や能力が発揮できる環境を社員に提供し、健全な社会の発展に貢献する。

当社は、社会の公器として法令順守はもちろん、責任ある企業活動を行うと同時に、組織として成熟する一方でチャレンジ精神が薄れないよう、新たなビジネスに挑戦する精神、斬新な発想そして次代の成長の原動力を大切に考えております。この「挑戦する精神」こそ、当社企業価値の源泉と言えます。

## 2) 企業価値の向上に資する取り組み

当社は、ネットワーク構築のための「結ぶ」技術を時代の鍵と考えて、21世紀に求められる「コミュニケーション&エンターテインメント」分野において、「ナンバーワン戦略」と「新規事業への積極的な挑戦」により、便利な機能と豊かな心を社会に提供することで「企業価値の向上」を図ります。各分野で蓄積してまいりました経営資源を融合し、さらなるシナジー効果を追求することで、進化し続ける「ブロードバンドネットワーク」時代に、新しい価値を創造したいと考えており、「情報通信とエンターテインメントへの集中」、「企業価値の向上を図る」、「ベンチャー精神で自ら行動する」を経営方針に掲げ、中長期的な経営戦略として以下の3点を推進しております。

1. アミューズメント（パチンコ）関連分野でのシェア拡大
2. IT（コンテンツ・通信）関連分野での新たな顧客価値の創造
3. グローバル市場におけるビジネス構築及び拡大

具体的には、お客様の信頼を得つつ、売れる商品・サービスとは何かに徹底的にこだわり、企画、開発、販売戦略をもって、新たな価値を提供し、収益に貢献するビジネス展開を図ります。また、外部からの視点、外部ノウハウを積極的に活用し、変化はチャンスと考え、失敗を恐れず、更なる成長を目指してワールドワイドで取り組んでまいります。

## 3) コーポレート・ガバナンスの強化について

当社は、企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるために必要かつ有効な仕組みとして、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。

具体的には、取締役の経営責任を明確にし、株主の皆様への信任を問う機会を増やすため取締役の任期を1年とし、また、在任の監査役3名中2名を独立性の高い社外監査役としております。

また、経営判断にあたっては、顧問として就任されている外部有識者、弁護士等の法律・会計専門家からの意見を聴取する等、経営の客観性の確保と向上に努めております。

当社は、株主をはじめとするステークホルダーの権利・利益を尊重し、企業の社会的責任を忘れることなく、今後も企業理念や高い倫理観に基づき、法令や社会的規範を遵守することは当然のこととし、社会に貢献できる企業であり続けるために、継続してコーポレート・ガバナンスのさらなる強化に努める所存であります。

## ③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

本プランの概要は、以下の通りです。なお、本プランの詳細につきましては、当社ホームページ (<http://www.sun-denshi.co.jp>) に掲載されている平成24年

5月25日付当社プレスリリースをご参照ください。

本プランは、当社株式の保有割合が20%以上となる買付等がなされる場合を適用対象としており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大量買付行為が行われる場合に、大量買付者に対し、事前に必要かつ十分な情報の提供を求め、情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様に対し当社経営陣の計画や代替案等を提示すること、あるいは大量買付者との交渉を行っていくための手続を定め、大量買付者に、取締役会検討期間が終了するまで大量買付行為の開始をお待ちいただくことを要請するものです。

大規模買付者が本プランの手続を遵守しない場合や、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうおそれがある場合等には、当社取締役会から独立した組織である独立委員会の判断を経た上で、対抗措置（原則として新株予約権の無償割当）を発動することがあります。

また、株主の皆様には、手続の各段階において、適時に十分な情報開示を行い、ご判断していただけるようにしてまいります。

なお、本プランの有効期間は、平成27年6月23日開催予定の第44回定時株主総会終結までとなっておりますが、当社は、平成27年5月18日開催の取締役会において、第44回定時株主総会終結の時をもって、本プランを継続せず廃止することを決議しております。

#### ④ 上記取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

##### 1) 会社の支配に関する基本方針に沿うものであること

本プランは、大量買付者に大量買付に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、情報判断のための一定の検討期間が経過した後にのみ大量買付行為を開始することを求め、当社所定のルールを遵守しない大量買付者には対抗措置を講じることとしています。

また、ルールが遵守された場合でも、大量買付行為により当社の企業価値および株主共同の利益が損なわれると判断される場合は、大量買付者に対し対抗措置を講じることとしていることから、本プランは当社の会社支配に関する基本方針に沿うものであると考えております。

##### 2) 株主共同の利益を損なうものではなく、また、会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと

本プランは、①経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める要件を充足していること。②株主意思を重視するものであること。③独立性のある社外者の判断を重視し情報開示を行うこと。④発動のために合理的な客観的要件を設定していること。⑤外部専門家等の意見を取得すること。⑥デ

ッドハント型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

---

(注) 本事業報告中に記載の金額については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。  
また、割合は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

# 連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>22,023,662</b>	<b>流動負債</b>	<b>10,200,695</b>
現金及び預金	14,459,720	支払手形及び買掛金	2,616,556
受取手形及び売掛金	3,613,477	短期借入金	830,000
電子記録債権	3,520	一年内返済予定長期借入金	35,330
リース投資資産	64,991	リース債務	28,890
有価証券	588,721	未払法人税等	147,847
製品	1,057,898	前受金	708,152
仕掛品	823,441	前受収益	3,565,617
原材料	1,058,627	賞与引当金	776,363
繰延税金資産	136,239	役員賞与引当金	34,825
その他	356,897	製品保証引当金	89,327
貸倒引当金	△139,873	その他	1,367,784
<b>固定資産</b>	<b>5,271,066</b>	<b>固定負債</b>	<b>517,953</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>2,760,343</b>	長期借入金	68,800
建物及び構築物	758,116	リース債務	88,260
機械装置及び運搬具	135,732	繰延税金負債	252,882
工具器具備品	520,605	再評価に係る繰延税金負債	10,439
土地	1,295,554	退職給付に係る負債	56,148
リース資産	50,277	役員退職慰労引当金	24,949
建設仮勘定	58	資産除去債務	3,220
<b>無形固定資産</b>	<b>82,151</b>	長期未払金	13,253
のれん	47,079	<b>負債合計</b>	<b>10,718,649</b>
その他	35,071	<b>(純資産の部)</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,428,571</b>	<b>株主資本</b>	<b>14,614,126</b>
投資有価証券	1,833,705	資本金	977,988
繰延税金資産	393,332	資本剰余金	946,527
その他	819,314	利益剰余金	12,689,926
貸倒引当金	△617,780	自己株式	△314
		その他の包括利益累計額	1,092,711
		その他有価証券評価差額金	161,420
		土地再評価差額金	△434,722
		為替換算調整勘定	1,366,013
		新株予約権	337,324
		少数株主持分	531,916
		<b>純資産合計</b>	<b>16,576,079</b>
<b>資産合計</b>	<b>27,294,728</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>27,294,728</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		27,347,982
売 上 原 価		13,102,372
<b>売 上 総 利 益</b>		<b>14,245,610</b>
販売費及び一般管理費		11,961,498
<b>営 業 利 益</b>		<b>2,284,111</b>
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	117,018	
そ の 他	12,930	129,948
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	10,229	
為 替 差 損	266,957	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	84,192	361,378
<b>経 常 利 益</b>		<b>2,052,681</b>
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	76,783	
受 取 和 解 金	156,715	233,498
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	8,106	
固 定 資 産 売 却 損	1,478	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	120	
減 損 損 失	69,239	78,945
<b>税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益</b>		<b>2,207,234</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	389,635	
法 人 税 等 調 整 額	151,346	540,982
<b>少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益</b>		<b>1,666,251</b>
少 数 株 主 利 益		168,811
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>1,497,440</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成26年4月1日残高	921,591	1,117,772	11,403,256	△176	13,442,443
連結会計年度中の変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	56,396	56,396	8,279		121,072
子会社等の持分変動 による増減		△227,641			△227,641
剰余金の配当			△219,049		△219,049
当期純利益			1,497,440		1,497,440
自己株式の取得				△138	△138
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	56,396	△171,245	1,286,669	△138	1,171,683
平成27年3月31日残高	977,988	946,527	12,689,926	△314	14,614,126

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額			新株予約権	少数株主 持分
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定		
平成26年4月1日残高	53,831	△435,791	627,276	189,279	399,224
連結会計年度中の変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)					
子会社等の持分変動 による増減					
剰余金の配当					
当期純利益					
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	107,589	1,069	738,736	148,044	132,691
連結会計年度中の変動額合計	107,589	1,069	738,736	148,044	132,691
平成27年3月31日残高	161,420	△434,722	1,366,013	337,324	531,916

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 【連結注記表】

### (連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

#### 1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

8社

(2) 連結子会社の名称

イードリーム株式会社  
Cellebrite Mobile  
Synchronization Ltd.  
Cellebrite USA Inc.  
Cellebrite GmbH  
Cellebrite Soluções  
Technol'ogicas Ltda.  
Cellebrite Asia Pacific Pte Ltd.  
Cellebrite UK Limited  
SUNCORP USA, Inc.

※SUNCORP USA, Inc.については、当連結会計年度において、新たに設立したため、連結の範囲に含めております。なお、前連結会計年度において連結子会社でありました躍陽信息技术(上海)有限公司は清算終了したため、連結の範囲から除いております。

(3) 非連結子会社の名称

依地貿易(上海)有限公司

非連結子会社は、小規模であり総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等が、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲に含めておりません。



## 2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用関連会社の数
- (2) 持分法適用関連会社の名称
- (3) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称

1社

CommuniTake Ltd.

依地貿易（上海）有限公司

持分法を適用していない非連結子会社については、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等が、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、持分法の適用範囲に含めておりません。

## 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちCellebrite

Mobile Synchronization Ltd.、

Cellebrite USA Inc.、

Cellebrite GmbH、

Cellebrite Soluções

Technol'ogicas Ltda.、

Cellebrite Asia Pacific Pte Ltd.、

Cellebrite UK Limited 及び

SUNCORP USA, Inc.の決算日は

平成26年12月31日であります。連

結計算書類の作成に当たっては、同

決算日現在の計算書類を使用してお

りますが、当該決算日と連結決算日

が異なることから生ずる連結会社間

取引にかかる会計記録の重要な不一

致については、連結上必要な調整を

行っております。

#### 4. 会計処理基準に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券

その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの 移動平均法による原価法

###### ② デリバティブ

時価法

###### ③ たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

製 品

総平均法

原材料

移動平均法

国内連結子会社については主として総平均法

仕掛品

受託開発品

個別法

上記以外の仕掛品

総平均法

なお、在外連結子会社については、移動平均法による低価法

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法  
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

また、在外連結子会社は当該国の会計基準の規定に基づく定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建 物 及 び 構 築 物 10年～50年

機 械 装 置 及 び 運 搬 具 6年～8年

工 具 器 具 備 品 2年～6年

- |   |  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>② 無形固定資産（リース資産を除く）<br/>    自社利用ソフトウェア</li> <li>    上記以外の無形固定資産</li> <li>③ リース資産</li> <li>④ 長期前払費用</li> </ul> | <p>社内における利用可能期間に基づく<br/>定額法</p> <p>定額法</p> <p>リース期間定額法</p> <p>定額法</p>  |
| <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p>  |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 貸倒引当金</li> </ul>   | <p>当社及び国内連結子会社は、債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子会社は、特定の債権について回収不能見込額を計上しております。</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>② 賞与引当金</li> </ul>   | <p>従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。</p>  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>③ 役員賞与引当金</li> </ul>   | <p>役員の賞与の支給に備えるため、当連結会計年度負担額を計上しております。</p>   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>④ 製品保証引当金</li> </ul>   | <p>在外連結子会社は、製品保証費用の支出に備えるため、売上高に対する過去の経験率により算定した額を計上しております。</p>  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>⑤ 役員退職慰労引当金</li> </ul>   | <p>国内連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。</p>  |
| <p>(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項</p>   |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 退職給付に係る負債の計上基準</li> </ul>  | <p>従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産額に基づき計上しております。</p>   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>② 消費税等の会計処理</li> </ul>   | <p>税抜処理</p>  |

## 5. 重要な収益及び費用の計上基準

### イ 受注制作のソフトウェアに係る売上高及び売上原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるソフトウェア制作

工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)

### ロ その他のソフトウェア制作

工事完成基準

## 6. のれんの償却方法及び償却期間

のれんは5年間の定額法により償却を行っております。

## (会計方針の変更に関する注記)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。), 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。), 及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等が平成26年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用できることになったことに伴い、当連結会計年度からこれらの会計基準等(ただし、連結会計基準第39項に掲げられた定めを除く。)を適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

この結果、当連結会計年度の税金等調整前当期純利益は79,436千円増加しております。また、当連結会計年度末ののれんは176,898千円、資本剰余金は227,641千円減少しております。

当連結会計年度の1株当たり純資産は10円18銭減少しており、1株当たり当期純利益金額は3円60銭増加しております。

## (追加情報)

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)および「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.5%から平成27年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については33.0%に、平成28年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.2%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は49,121千円減少し、法人税等調整額が55,131千円、その他有価証券評価差額金が6,009千円増加しております。

また、再評価に係る繰延税金負債は1,069千円減少し、土地再評価差額金が同額増加しております。

## (連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 3,021,955千円
2. 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、再評価差額について再評価差損に係る繰延税金資産相当額を控除せず再評価差益に係る繰延税金負債相当額を控除して、「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法 「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の計算のために公表された方法により算定した価額に合理的な調整を行い算定しております。

再評価を行った年月日 平成13年3月31日  
再評価を行った事業用土地の、期末における  
時価と再評価後の帳簿価額との差額  $\Delta 273,974$ 千円

3. 保証債務

当社グループは、リースにより製品を販売する顧客のリース契約に関して、一部買取保証を行っております。その保証額は次のとおりであります。

リース買取保証額 48,863千円

## (連結株主資本等変動計算書に関する注記)

### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
発行済株式数 普通株式	21,905,800株	447,200株	一株	22,353,000株
合計	21,905,800株	447,200株	一株	22,353,000株

### 2. 剰余金の配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月25日 定時株主総会	普通株式	219,049	10	平成26年 3月31日	平成26年 6月26日

#### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生在翌連結会計年度になるもの

平成27年6月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	335,280	15	平成27年 3月31日	平成27年 6月24日

### 3. 当連結会計年度の末日における新株予約権に関する事項

目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	940,300株

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。また、短期的な運用資金は銀行借入により調達しております。デリバティブは、外貨建ての営業債務に係る為替変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うことによりリスク低減を図っております。なお、当期の連結決算日現在における営業債権のうち30.9%が特定の大口顧客に対するものであります。また、営業債権である受取手形及び売掛金は、そのほとんどが1年以内の決済期日であります。

投資有価証券は主として株式であり、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に営業取引に係る資金調達であります。

営業債務及び借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループ各社において適時に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

デリバティブ取引の実行・管理については、取引権限及び取引限度額を定めた社内ルールに従い、経理部が決裁担当者の承認を得て行っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注)2.を参照してください）。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	14,459,720	14,459,720	—
(2) 受取手形及び売掛金	3,613,477		
貸倒引当金(※)	△118,144		
	3,495,333	3,495,333	—
(3) 有価証券			
その他有価証券	588,721	588,721	—
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	1,404,712	1,404,712	—
資産計	19,948,487	19,948,487	—
(1) 支払手形及び買掛金	2,616,556	2,616,556	—
(2) 短期借入金	830,000	830,000	—
負債計	3,446,556	3,446,556	—

(※)受取手形及び売掛金に対する貸倒引当金を控除しております。

(注)1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項  
資産

- (1) 現金及び預金並びに (2) 受取手形及び売掛金  
これらのほとんどが短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
  - (3) 有価証券  
これらはMRF等の公社債投資信託で短期に決済されるものであり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
  - (4) 投資有価証券  
これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券その他の金融商品は取引金融機関から提示された価格によっております。
- ①その他有価証券の当連結会計年度中売却額は、398,946千円であり、売却益の合計額は76,783千円、売却損の合計額は120千円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。



(単位：千円)

	種 類	取得原価又は 償却原価	連結貸借対照表 計 上 額	差 額
連結貸借対照表計 上額が取得原価又 は償却原価を超え るもの	株式	764,088	935,170	171,081
	債券	306,375	375,946	69,570
	小 計	1,070,464	1,311,116	240,652
連結貸借対照表計 上額が取得原価又 は償却原価を超え ないもの	株式	60,959	57,430	△3,528
	債券	36,285	36,165	△120
	小 計	97,244	93,595	△3,649
合 計		1,167,709	1,404,712	237,002

②上記の表中にある「取得原価又は償却原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

#### 負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注)2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	298,993
社債	130,000

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれます。従って、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

(注)3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 現金及び預金	14,459,720	—	—	—
(2) 受取手形及び売掛金	3,521,839	85,525	6,113	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの	266,728	135,980	—	—
合 計	18,248,288	221,505	6,113	—

### (1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額

702円70銭

1 株当たり当期純利益

67円77銭

## (重要な後発事象に関する注記)

### (株式の取得)

当社は、平成27年4月6日開催の取締役会において、以下のとおり、Infinity Augmented Reality, Inc. (以下Infinity AR社：イスラエル国)の株式を取得することを決議しました。

#### 1. 株式取得の理由・目的

当社は、急速に用途拡大が見込まれる先進的な拡張現実（以下「AR：Augmented Reality」という。）市場において、スマートフォンやタブレット端末等の普及拡大に伴い、更に身近なARコンテンツやARソリューションが広がると予測しております。また、AR技術が一般市場での認知度が上がる中、カーナビゲーション、ウェアラブル端末やモバイル端末等での身近な応用例や、医療現場等にも応用が広がってきております。Infinity AR社のAR技術は、2台の左右離れたカメラをセンサーとし、左右で捉えた画像の差分から現実空間を3Dで取り込むことができ、合わせて物体の動き等も捉えることができる特徴があります。また、複雑なセンサー類を必要とすることなく2台のカメラで構成され、電力消費を極力抑えた方法で実現できるためモバイル端末分野では大きな優位性となります。今後、当社はInfinity AR社のAR開発プラットフォームを活用した斬新なARコンテンツやARソリューションの提供を行うと同時に、他社へのライセンス提供も実施し、事業ドメインの拡大を図って参ります。なお、当社から、Infinity AR社に対し1名の役員派遣を予定しております。

#### 2. 新会社の概要

(1)名称	Infinity Augmented Reality, Inc.
(2)株式取得方法	同社の第三者割当増資引受
(3)事業内容	AR開発プラットフォームの提供
(4)株式取得の時期	平成27年6月以降
(5)取得価額・持分比率	2,600千USD (33.5%)

### (固定資産の減損に関する注記)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	種類	金額
事業用資産	機械装置	0千円
	工具、器具及び備品	31,588千円
	リース資産	35,458千円
	ソフトウェア	2,192千円

当社グループでは、減損会計の適用にあたり、事業所及び事業の種類等を総合的に勘案してグルーピングを行っております。

収益性の低下した固定資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当連結会計年度に当該減少額を減損損失69,239千円として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、正味売却価額は、主として処分見込価額から処分見込費用を控除した額を使用しております。また、当該資産について売却が困難であるものについては、正味売却価額を零としております。

# 貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>9,030,367</b>	<b>流動負債</b>	<b>4,148,954</b>
現金及び預金	3,724,467	支払手形	164,173
受取手形	410,470	買掛金	1,305,658
売掛金	1,671,900	短期借入金	830,000
電子記録債権	3,520	リース債	28,328
リース投資資産	64,991	未払金	39,619
有価証券	588,721	未払費用	319,946
製品	434,062	未払法人税等	52,360
仕掛品	812,084	未払消費税等	81,193
原材料	463,026	前受金	608,337
前払費用	76,521	前受収益	392,088
繰延税金資産	195,497	預り金	15,406
未収入金	655,360	賞与引当金	303,963
その他の貸倒引当金	32,943	その他の負債	7,876
	△103,200	<b>固定負債</b>	<b>111,433</b>
<b>固定資産</b>	<b>5,698,263</b>	リース債務	87,741
<b>有形固定資産</b>	<b>1,303,834</b>	再評価に係る繰延税金負債	10,439
構築物	249,272	長期未払金	13,253
構築物	12,297	<b>負債合計</b>	<b>4,260,387</b>
機械装置	68,822	<b>(純資産の部)</b>	
工具器具備品	288,279	<b>株主資本</b>	<b>10,704,484</b>
土地	681,114	資本金	977,988
リース資産	3,990	資本剰余金	1,174,169
建設仮勘定	58	資本準備金	991,455
<b>無形固定資産</b>	<b>25,569</b>	その他資本剰余金	182,713
ソフトウェア	17,221	<b>利益剰余金</b>	<b>8,552,641</b>
その他の資産	8,348	利益準備金	154,318
<b>投資その他の資産</b>	<b>4,368,859</b>	その他利益剰余金	8,398,323
投資有価証券	1,057,658	別途積立金	7,810,000
関係会社株式	2,730,412	繰越利益剰余金	588,323
出資金	2,411	<b>自己株式</b>	<b>△314</b>
破産更生債権等	615,121	<b>評価・換算差額等</b>	<b>△301,001</b>
長期前払費用	102,952	その他有価証券評価差額金	133,720
繰延税金資産	385,979	土地再評価差額金	△434,722
保証金	69,615	<b>新株予約権</b>	<b>64,760</b>
保険積立金	18,127		
その他の貸倒引当金	1,701		
	△615,121	<b>純資産合計</b>	<b>10,468,243</b>
<b>資産合計</b>	<b>14,728,631</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>14,728,631</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		12,316,982
売上原価		8,536,069
<b>売上総利益</b>		<b>3,780,912</b>
販売費及び一般管理費		4,306,698
<b>営業利益</b>		<b>△525,785</b>
<b>営業外収益</b>		
受取利息及び配当金	734,135	
その他の	62,816	796,951
<b>営業外費用</b>		
支払利息	4,586	
外国源泉税	33,869	
その他の	3,356	41,812
<b>経常利益</b>		<b>229,354</b>
<b>特別利益</b>		
固定資産売却益	409	
投資有価証券売却益	70,997	71,407
<b>特別損失</b>		
固定資産除却損	7,254	
固定資産売却損	1,269	
減損損失	83,093	91,617
<b>税引前当期純利益</b>		<b>209,143</b>
法人税、住民税及び事業税	121,735	
法人税等調整額	34,744	156,479
<b>当期純利益</b>		<b>52,664</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益 剰余金
平成26年4月1日残高	921,591	935,058	182,713	154,318	7,510,000	1,054,708
事業年度中の変動額						
新株の発行 (新株予約権の行使)	56,396	56,396				
別途積立金の積立					300,000	△300,000
剰余金の配当						△219,049
当期純利益						52,664
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	56,396	56,396	-	-	300,000	△466,385
平成27年3月31日残高	977,988	991,455	182,713	154,318	7,810,000	588,323

(単位：千円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株予約権
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	
平成26年4月1日残高	△176	10,758,214	40,939	△435,791	37,517
事業年度中の変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)		112,793			
別途積立金の積立		-			
剰余金の配当		△219,049			
当期純利益		52,664			
自己株式の取得	△138	△138			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			92,781	1,069	27,243
事業年度中の変動額合計	△138	△53,731	92,781	1,069	27,243
平成27年3月31日残高	△314	10,704,484	133,720	△434,722	64,760

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 【個別注記表】

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
  - (1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
  - (2) その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）  
時価のないもの 移動平均法による原価法
2. デリバティブ取引の評価方法 時価法
3. たな卸資産の評価基準及び評価方法  
評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
  - (1) 製品 総平均法
  - (2) 原材料 移動平均法
  - (3) 仕掛品  
受託開発品 個別法  
上記以外の仕掛品 総平均法
4. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法  
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。  
主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建	物	15年～50年
工	具器具備品	2年～6年
  - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）  
自社利用ソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法  
上記以外の無形固定資産 定額法
  - (3) リース資産 リース期間定額法
  - (4) 長期前払費用 定額法

## 5. 引当金の計上基準

### (1) 貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

### (2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

### (3) 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、当事業年度負担額を計上しております。

なお、当事業年度の計上はありません。

## 6. 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る売上高及び売上原価の計上基準

イ 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるソフトウェア制作

工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)

ロ その他のソフトウェア制作

工事完成基準

## 7. 消費税等の会計処理

税抜方式



(貸借対照表に関する注記)

- |                   |             |
|-------------------|-------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 1,718,958千円 |
| 2. 関係会社に対する短期金銭債権 | 678,341千円   |
| 関係会社に対する短期金銭債務    | 125,642千円   |

3. 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、再評価差額について再評価差損に係る繰延税金資産相当額を控除せず再評価差益に係る繰延税金負債相当額を控除して、「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法 「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の計算のために公表された方法により算定した価額に合理的な調整を行い算定しております。

再評価を行った年月日 平成13年3月31日

再評価を行った事業用土地の、期末における

時価と再評価後の帳簿価額との差額  $\Delta$ 273,974千円

4. 保証債務

当社は、リースにより製品を販売する顧客のリース契約に関して、一部買取保証を行っております。その保証額は次のとおりであります。

リース買取保証額 48,863千円

### (損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	売 上 高	291千円
	仕 入 高 等	611,010千円
	営業取引以外の取引高	698,832千円

### (株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末日における自己株式の種類及び株式数	普通株式	946株
-------------------------	------	------

### (税効果会計に関する注記)

#### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
研究開発費	403,926千円
投資有価証券	38,069千円
賞与引当金	100,308千円
貸倒引当金	231,299千円
その他	131,694千円
繰延税金資産小計	905,297千円
評価性引当額	△260,391千円
繰延税金資産合計	644,905千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額	63,428千円
繰延税金負債合計	63,428千円
繰延税金資産の純額	581,476千円

#### 2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.5%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.0%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.2%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は48,499千円減少し、法人税等調整額が54,432千円、その他有価証券評価差額金が5,932千円増加しております。

また、再評価に係る繰延税金負債は1,069千円減少し、土地再評価差額金が同額増加しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	465円44銭
1 株当たり当期純利益	2円38銭

(重要な後発事象に関する注記)

連結注記表に記載のとおりであります。

(固定資産の減損に関する注記)

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	種類	金額
事業用資産	機械装置	0千円
	工具、器具及び備品	33,760千円
	リース資産	47,141千円
	ソフトウェア	2,192千円

当社では、減損会計の適用にあたり、事業所及び事業の種類等を総合的に勘案してグルーピングを行っております。

収益性の低下した固定資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当事業年度に当該減少額を減損損失83,093千円として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、正味売却価額は、主として処分見込価額から処分見込費用を控除した額を使用しております。また、当該資産について売却が困難であるものについては、正味売却価額を零としております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月26日

サン電子株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 宮 本 正 司 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 楠 元 宏 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サン電子株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サン電子株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成27年5月26日

サン電子株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 宮 本 正 司 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 楠 元 宏 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サン電子株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第44期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からの構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

## (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

## (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

## (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月27日

サン電子株式会社 監査役会

常勤監査役	後藤	和	暁	㊟
社外監査役	桂	川	明	㊟
社外監査役	岡	島	章	㊟

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、配当につきまして、財務の健全性を維持しつつ、株主の皆様へ長期安定的な配当と業績に応じた利益還元を行うことを基本方針としております。

この方針のもと、当期の期末配当及びその他の剰余金の処分につきましては、当期の業績と今後の事業競争力の強化を勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金15円　総額335,280,810円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成27年6月24日

## 第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

新たに取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	山口 正 則 （昭和24年2月27日生）	昭和47年4月 当社入社 平成元年6月 当社取締役サンタック事業部長 平成10年7月 当社取締役コネクティビティテクノロジー一分社長 平成12年6月 当社常勤監査役 平成15年6月 当社代表取締役社長 平成17年6月 当社取締役 平成19年7月 Cellebrite Mobile Synchronization Ltd. Chairman（現任） Cellebrite USA Inc. Chairman（現任） 平成20年1月 当社代表取締役 平成20年6月 当社代表取締役専務兼海外ビジネス事業部担当 平成20年12月 躍陽信息技术（上海）有限公司董事長 平成21年1月 Cellebrite GmbH Chairman（現任） 平成22年4月 当社代表取締役専務兼モバイルビジネス事業部担当 平成24年10月 当社取締役兼モバイルビジネスセンター担当 平成25年2月 Cellebrite Asia Pacific Pte Ltd. Chairman(現任) 平成25年6月 当社代表取締役社長 平成25年7月 Cellebrite Soluções Technologicas Ltda. Chairman（現任） 平成26年2月 Cellebrite UK Limited Chairman（現任） 平成26年4月 当社代表取締役社長兼ネットデバイスプロジェクト担当 平成26年5月 SUNCORP USA Inc. Chairman（現任） 平成26年8月 Bacsoft Ltd. Director（現任） 平成27年4月 当社代表取締役社長（現任）	244,400株



候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 株式の数
2	わか い とみ ゆき 若 井 富 幸 (昭和27年7月15日生)	昭和46年4月 当社入社 昭和63年12月 アイワ化成株式会社（現イードリーム株式会社）代表取締役常務 平成13年6月 同社代表取締役社長 平成17年4月 当社顧問 平成17年6月 当社代表取締役社長 平成17年6月 イードリーム株式会社取締役 平成19年4月 当社取締役 平成21年4月 当社取締役サンタックネット事業部兼プロジェクト統括部担当 平成23年7月 当社取締役製造システムサービスセンター長 平成25年4月 当社取締役 平成25年6月 イードリーム株式会社取締役会長（現任） 平成26年4月 当社取締役サンタック事業部兼品質保証部担当 平成27年5月 当社取締役品質保証部担当（現任）	180,100株
3	かめ が い かつ ひき 亀ヶ井 克 寿 (昭和34年4月4日生)	昭和58年4月 当社入社 平成12年10月 当社ニューアミュージメント分社長 平成13年6月 当社取締役ニューアミュージメント分社長 平成15年6月 当社取締役 平成21年4月 当社執行役員アミュージメント事業部担当 平成21年6月 当社取締役 平成21年6月 イードリーム株式会社取締役（現任） 平成21年11月 株式会社ニフコアドヴァンストテクノロジー（株式会社ブルーム・テクノ）取締役 平成22年4月 当社取締役アミュージメント事業部兼人事総務部担当 平成23年6月 株式会社ブルーム・テクノ代表取締役会長 平成23年7月 当社取締役アミュージメントコンテンツセンター長 平成26年4月 当社取締役アミュージメント事業部兼ソフトプロジェクト担当 平成27年4月 当社取締役アミュージメント事業部兼M2M事業部兼ソフトプロジェクト兼ネットデバイスプロジェクト担当(現任)	182,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社 株式の数
4	ひがし や ひろ あき 東 谷 浩 明 (昭和35年3月17日生)	昭和57年3月 当社入社 平成11年7月 当社サンソフト分社マネージャー 平成13年6月 当社ネットワークエンターテインメント分社長 平成15年7月 当社社長室長 平成15年10月 当社人事総務部長 平成19年6月 当社常勤監査役 平成20年12月 躍陽信息技术(上海)有限公司監事 平成21年11月 株式会社ニフコアドヴァンストテクノロジー(株式会社ブルーム・テクノ) 監査役 平成22年6月 当社取締役サンソフト事業部兼法務知財部担当 平成23年7月 当社取締役コーポレートセンター長 平成26年4月 当社取締役コーポレート本部長兼クラウドソリューションプロジェクト担当 平成26年5月 SUNCORP USA Inc. Director (現任) 平成27年4月 当社取締役コーポレート本部長(現任)	96,100株
5	さ の まさ ひと 佐 野 正 人 (昭和28年3月10日生)	昭和55年10月 監査法人伊東会計事務所 昭和60年9月 米国アーサーヤング会計事務所 平成2年1月 株式会社伊東経営コンサルタント 平成15年7月 みすずコンサルティング株式会社代表取締役 平成18年12月 佐野公認会計士事務所所長(現任) 平成19年6月 当社監査役 平成19年12月 株式会社宇佐美組監査役(現任) 平成20年7月 太陽ASG有限責任監査法人(現太陽有限責任監査法人)代表社員(現任) 平成24年6月 Cellebrite Mobile Synchronization Ltd. Director (現任) 平成25年6月 当社取締役組織改革担当(現任)	8,600株
6	やま もと やすし 山 本 泰 (昭和46年4月18日生)	平成12年12月 当社入社 平成20年12月 躍陽信息技术(上海)有限公司董事 平成21年5月 当社経理部長 平成24年4月 当社執行役員経理部長 平成24年6月 Cellebrite Mobile Synchronization Ltd. Director (現任) 平成25年6月 当社取締役経理部長(現任) 平成26年5月 SUNCORP USA Inc. Director (現任)	4,700株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社 株式の数
7	(新任) 宮田 豊 (昭 and 27 年 3 月 21 日生)	平成 14 年 7 月 預金保険機構特別調査第 1 課長 平成 23 年 7 月 小牧税務署長 平成 24 年 8 月 宮田豊税理士事務所所長 (現任) 平成 24 年 12 月 小浅商事株式会社社外監査役 (現任) 平成 26 年 7 月 当社顧問 (現任)	—

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 宮田豊氏は、社外取締役の候補者であります。  
なお、当社は宮田豊氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 宮田豊氏を社外取締役の候補者とした理由は、税理士としての経験・識見が豊富であり、経営的に的確な助言を頂ける方であるとともに、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化と、取締役会の透明性及び監督機能を高めていただけるものと判断したためであります。
4. 社外取締役候補者である宮田豊氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者ではなく、また過去 5 年間に当社の特定関係事業者の業務執行者であったこともありません。
5. 社外取締役候補者である宮田豊氏は、当社又は特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去 2 年間に受けていたこともありません。
6. 社外取締役候補者である宮田豊氏は、当社又は特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
7. 社外取締役候補者である宮田豊氏は、過去 2 年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当社が権利義務を継承した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
8. 当社は社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、宮田豊氏について、本議案が承認可決され、選任された場合、当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。
9. 「所有する当社株式の数」は、平成 27 年 3 月 31 日現在の株式数を記載しております。

### 第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。新たに監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 株式の数
1	ご とう かず あき 後 藤 和 暁 (昭和27年10月10日生)	昭和62年1月 当社入社 平成8年1月 当社技術戦略室マネージャー 平成14年10月 当社ボイスラボ事業部グループリーダー 平成17年11月 当社品質保証部マネージャー 平成22年6月 当社常勤監査役（現任）	24,300株
2	かつら がわ あきら 桂 川 明 (昭和13年2月2日生)	平成7年7月 名古屋中税務署長 平成8年8月 桂川明税理士事務所所長（現任） 平成8年8月 当社顧問 平成13年6月 明治電機工業(株)監査役（現任） 平成15年6月 (株)愛知銀行監査役（現任） 平成16年5月 (株)サークルKサンクス監査役 平成19年6月 当社監査役（現任）	9,000株
3	おか じま あきら 岡 島 章 (昭和23年3月10日生)	昭和49年4月 弁護士登録 昭和54年12月 岡島法律事務所所長 昭和60年4月 中綜合法律事務所所長（現任） 昭和63年4月 愛知県弁護士会副会長 平成4年6月 日活電線製造株式会社監査役（現任） 平成26年6月 当社監査役（現任）	300株

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 桂川明氏及び岡島章氏は社外監査役の候補者であります。  
なお、当社は、桂川明氏と岡島章氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 桂川明氏を社外監査役の候補者とした理由は、税理士としての専門知識・経験等を当社の監査体制の一層の強化に活かしていただきたいためであります。また、同氏が職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、前述の実務経験を有することなどを総合的に勘案したためであります。
4. 岡島章氏を社外監査役の候補者とした理由は、弁護士としての専門知識・経験等を当社の監査体制の一層の強化に活かしていただきたいためであります。また、同氏が職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、前述の実務経験を有することなどを総合的に勘案したためであります。
5. 後藤和暁氏、桂川明氏は、現在当社の監査役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって、4年であります。
6. 岡島章氏は、現在当社の監査役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって、2年であります。
7. 社外監査役候補者である桂川明氏及び岡島章氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者であったこともありません。
8. 社外監査役候補者である桂川明氏及び岡島章氏は、当社又は特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。

9. 社外監査役候補者である桂川明氏及び岡島章氏は、当社又は特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
10. 社外監査役候補者である桂川明氏及び岡島章氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当社が権利義務を継承した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
11. 当社は社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、社外監査役候補者桂川明氏及び岡島章氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。なお、本議案が承認可決され、両氏が再選された場合、引き続き上記の責任限定契約を継続する予定であります。
12. 「所有する当社株式の数」は、平成27年3月31日現在の株式数を記載しております。

以 上

# 定時株主総会会場ご案内図

会 場 愛知県江南市古知野町朝日250番地  
当社 本社 3階会議室

交通機関 名鉄犬山線「江南」駅 下車徒歩約6分

